



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外(17)

目 次

規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... (人 事 課) ... 1

訓 令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令..... (同) ... 2

規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第37号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号八中「及び借入れ(第4号に掲げる事務に係るものを除く。)」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 不動産の無償借入れに関する事

別表中

<p>農業試験場長</p>	<p>1 山形県立農業試験場種苗及び有用菌配布規則に基づく次の事項 (1) 第5条及び第7条の規定による種苗及び有用菌の配布に関する事 (2) 第6条の規定による種苗及び有用菌の価格の決定及び代金の徴収に関する事</p> <p>2 山形県主要農作物原種配布規則に基づく次の事項 (1) 第6条の規定による原種代金の徴収に関する事</p>
---------------	---

を

<p>農業総合研究センター所長</p>	<p>1 山形県農業総合研究センター種苗及び有用菌配布規則に基づく次の事項 (1) 第5条及び第7条の規定による種苗及び有用菌の配布に関する事 (2) 第6条の規定による種苗及び有用菌の価格の決定及び代金の徴収に関する事</p> <p>2 山形県主要農作物原種配布規則に基づく次の事項 (1) 第6条の規定による原種代金の徴収に関する事</p>
---------------------	---

農業総合研究センター農業生産技術試験場長	1 山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場種苗配布規則に基づく次の事項 (1) 第5条及び第7条の規定による種苗の配布に関する事 (2) 第6条の規定による種苗の価格の決定及び代金の徴収に関する事
農業総合研究センター畜産試験場長及び農業総合研究センター畜産試験場養豚支場長	1 山形県種畜等配布規則に基づく次の事項 (1) 第3条、第4条及び第6条の規定による種苗等の配布に関する事 (2) 第7条の規定による種苗等の代金の徴収に関する事

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「課長」を「課長(女性青少年政策室長を含む。以下同じ。)」に改める。

第7条第3項中「室長補佐」を「室長補佐)」に改める。

第12条第2項中「関係課」を「関係課(女性青少年政策室を含む。)」に改める。

第13条第1項中「含む)」を「含む。)」に改め、同条第2項中「並びに農業研究研修センター総長及び部長」を削り、「農業試験場の支場及び」を「農業総合研究センターの試験場及び支場並びに」に、「農業研究研修センターを」を「農業総合研究センターを」に改める。

別表第1財務の項第1項第1号副知事専決事項の欄を削り、同号部長専決事項の欄及び総合支庁長専決事項の欄中「3億円以内」を「5億円未満」に改める。

別表第1の備考第1項の表左欄中「西村山農業普及課」を「西村山農業技術普及課」に、「北村山農業普及課」を「北村山農業技術普及課」に、「西置賜農業普及課」を「西置賜農業技術普及課」に改め、同備考第4項の表中

「

総務部新行財政システム推進課	人事課長
----------------	------

」を

「

総務部改革推進課	総務部総務課長
----------	---------

」に、「消

防防災課」を「総合防災課」に、「

商工労働観光部商業振興課

」を

「

商工労働観光部商業経済交流課

」に、「

総合支庁産業経済部産業経済総務課長

」を

総合支庁産業経済部産業企画課長

に改め、同備考第5項の表左欄中「西村山農業普及課」を

「西村山農業技術普及課」に、「北村山農業普及課」を「北村山農業技術普及課」に、「西置賜農業普及課」を「西置賜農業技術普及課」に、「農業普及課()」を「農業技術普及課()」に、「酒田農業普及課、産地研究課」を「酒田農業技術普及課」に改め、同備考第6項中「服務」を「人事・服務」に改め、同項の表左欄中「農業普及課()」を「農業技術普及課()」に、「酒田農業普及課、産地研究課」を「酒田農業技術普及課」に改める。

別表第2文化環境部の項環境整備課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項部長専決事項の欄第4項中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改め、同欄に次の1項を加える。

5 第15条の17の規定による指定区域の指定及び指定の解除に関すること。

別表第2健康福祉部の項障害福祉課の項非常勤職員の任免に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「、知的障害者相談員及び精神保健診察等補助員」を「及び知的障害者相談員」に改め、同部の項保健業務課の項保健師助産師看護師法施行令に関すること。の項部長専決事項の欄第2項中「第20条」を「第20条において準用する第13

条から第17条まで」に改め、同表商工労働観光部の項中

商業振興課

を

商業経済交流課

に

改め、同表農林水産部の項生産流通課の項中

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること。		1 第4条第5項の規定による基本計画に係る意見の提出に関すること。		を
-----------------------------	--	-----------------------------------	--	---

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること。		1 第4条第5項の規定による基本計画に係る意見の提出に関すること。		に改め、同部の
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に関すること。		1 第5条第2項の規定による命令に関すること。		

項森林課の項入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に関すること。の項を削り、同課の項森林組合法に関すること。の項副知事専決事項の欄を削り、同表土木部の項都市計画課の項都市緑地保全法に関すること。の項項目の欄中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に改め、同項部長専決事項の欄第1項中「第4条第6項」を「第7条第6項」に改める。

別表第3総務企画部の項企画振興課の項行政書士法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第13条第1項」を「第13条の22第1項」に改め、同表保健福祉環境部の項福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第3項を次のように改める。

3 第46条第3項の規定による児童福祉施設に係る改善命令等に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第4項から第6項までを削り、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の4項を加える。

5 第46条第1項の規定による児童福祉施設に係る報告の徴収等に関すること。

6 第59条第1項の規定による立入調査等に関すること。

7 第59条の2の規定による認可外保育施設に係る届出の受理等に関すること。

8 第59条の2の5第1項の規定による認可外保育施設からの報告の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項山形県福祉のまちづくり条例に関すること。の項を削り、同部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

8 第21条の2第2項の規定による廃棄物の処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設を除く。)の事故に係る応急の措置命令に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

18 第21条の2第1項の規定による廃棄物の処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設を除く。)の事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受理に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項医療法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「もの」を「もの及びへき地等病院医師配置基準の特例措置に係るもの」に改め、同欄中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 第16条の規定による病院に宿直の医師を置かないことの許可に関すること。

6 第18条の規定による病院に専属の薬剤師を置かないことの許可に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項薬事法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第5条」を「第4条」に改め、同欄第2項中「第8条第3項ただし書」を「第7条第3項ただし書」に改め、同欄第3項中「第38条」を「第38条及び第40条」に改め、同欄第4項中「第12条第2項及び第3項」を「第12条第1項及び第2項」に、「製造業(薬局医薬品製造業)」を「製造販売業(薬局医薬品製造販売業)」に改め、同欄第6項を削り、同欄第5項中「第14条第1項」を「第14条第1項、第9項及び第10項」に、「同法施行令第15条の4第1項第2号」を「薬事法施行令第80条第1項第1号」に、「製造の承認」を「製造販売の承認等」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄第4項の次に次の1項を加える。

5 第13条第2項及び第3項の規定による医薬品の製造業(薬局医薬品製造業に限る。)の許可及び許可の更新に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項薬事法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第11項中「製造業者(薬局医薬品製造業者)」を「製造販売業者及び製造業者(薬局医薬品製造販売業者及び薬局医薬品製造業者)」に改め、「及び輸入販売業者」を削り、同項を同欄第15項とし、同項の前に次の2項を加える。

13 第39条第1項及び第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可及び許可の更新に関すること。

14 第39条の3第1項の規定による管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業又は賃貸業の届出の受理に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項薬事法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 第26条第3項の規定による卸売一般販売業の販売先の変更の許可に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項薬事法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第8項を第9項とし、同欄第7項中「第19条」を「第19条第1項及び第2項」に、「製造所(薬局医薬品製造業)」を「製造販売業及び製造業(薬局医薬品製造販売業及び薬局医薬品製造業)」に改め、同項を同欄第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第14条の9の規定による製造販売(薬局医薬品製造販売業に限る。)に関する届出の受理に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項薬事法施行令に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第1条の2」を「第2条」に改め、同欄第7項中「第4条の2」を「第47条」に、「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同項を同欄第10項とし、同欄第6項中「第4条」を「第46条」に、「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同項を同欄第9項とし、同欄第5項中「第3条」を「第45条」に、「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同項を同欄第8項とし、同欄第4項中「第1条の4の5」を「第14条」に改め、同項を同欄第7項とし、同欄第3項中「第1条の4の4」を「第13条」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄第2項中「第1条の4の3」を「第12条」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄第1項の次に次の3項を加える。

2 第5条の規定による製造販売業の許可証(薬局医薬品製造販売業に係るものに限る。)の書換え交付に関すること。

3 第6条の規定による製造販売業の許可証(薬局医薬品製造販売業に係るものに限る。)の再交付に関すること。

4 第7条の規定による製造販売業の許可証(薬局医薬品製造販売業に係るものに限る。)の返納の受理に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項薬事法施行規則に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第29条の6第1項」を「第144条第1項」に改め、同欄に次の1項を加える。

2 第159条の規定による配置販売業(県外配置販売業者に係るものを除く。)又は特例販売業の指定品目の変更若しくは追加に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項山形県薬事法施行細則に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第5条第1項」を「第4条第1項」に、「身分証明書」を「身分証明書(県外配置販売業者に係るものを除く。)」に改め、同欄第2項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に、「身分証明書」を「身分証明書(県外配置販売業者に係るものを除く。)」に改め、同欄に次の1項を加える。

3 第7条の規定による管理医療機器販売業等の届出済証明書の交付に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項麻薬及び向精神薬取締法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項から第6項までの規定中「(麻薬卸売業者に係るものを除く。)」を削り、同部の項地域保健予防課の項結核予防法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項及び第3項中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改め、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 第21条の9第1項の規定による療育の給付の決定に関すること。

3 第56条第2項の規定による費用の徴収に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健予防課の項中

		2 第21条の4第1項の規定による費用の徴収に関すること。		を
--	--	-------------------------------	--	---

		2 第21条の4第1項の規定による費用の徴収に関すること。		に改め、同表産業経済部の項
健康増進法に関すること。		1 第19条の規定による栄養指導員の任命に関すること。		

商工労働観光課の項中		5 第54条第2項の規定による財産処分方法の認可に関すること。		を
------------	--	---------------------------------	--	---

		5 第54条第2項の規定による財産処分方法の認可に関すること。		に、
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に関すること。		1 第41条第4項の規定による名称等の変更の届出の受理に関すること。		
		2 第43条の2の規定による監督命令に関すること。		

			2 第17条の規定による指示に関すること。	
--	--	--	-----------------------	--

を

			2 第17条の規定による指示に関すること。	
公益法人に関する こと(別に指定する 公益法人に関する ものに限る。)	1 定款又は寄附 行為の変更の認 可に関するこ と。			
	2 検査の実施、 報告の徴収、改 善命令等に関す ること。			
	3 定款又は寄附 行為に基づく承 認に関すること。			

に改め、同部の項農業

振興課の項農業倉庫業法に関すること(所管区域を越える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。)の項、農業倉庫業法施行規則に関すること(所管区域を越える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。)の項及び山形県農業倉庫業法施行細則に関すること(所管区域を越える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。)の項項目の欄中「越える」を「超える」に改め、同課の項農業協同組合法に関すること(所管区域を越える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。)の項項目の欄中「越える」を「超える」に改め、同項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第11条の11」を「第11条の26」に改め、同課の項農業協同組合法に関すること(所管区域を越える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。)の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第10条第17項、第18項及び第20項から第22項まで」を「第10条第18項、第19項及び第21項から第23項まで」に改め、同欄第3項中「第11条の4第1項及び第3項」を「第11条の7第1項、第3項及び第4項」に、「承認」を「承認及び届出の受理」に改め、同欄第4項中「第11条の8第1項」を「第11条の23第1項」に改め、同欄第5項中「第11条の11」を「第11条の26」に改め、同欄第6項中「第11条の14第1項」を「第11条の29第1項」に改め、同欄第7項中「第11条の15の3第1項」を「第11条の32第1項」に改め、同課の項農業協同組合法に関すること(所管区域を越える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。)の項総合支庁課長専決事項の欄に次の1項を加える。

7 第97条の2の規定による届出(農業協同組合法施行規則第188条第1項第19号に掲げる場合に該当するときの届出に限る。)の受理に関すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項中

農業協同組合及び 農業協同組合連合 会の信用事業に関 する命令に関する こと(所管区域を 越える区域を地区 とする農業協同組 合及び農業協同組 合連合会に係るも のを除く。)		1 第53条第4項 の規定による業 務報告書の提出 の延期の承認に 関すること。	1 第7条第2項 の規定による信 用事業方法書に 係る届出の受理 に関すること。	を
		2 第56条第2項 の規定による縦 覧の開始の延期 の承認に関する こと。	2 第58条第3項 の規定による届 出の受理(同項 第13号に該当す る場合に限る。) に関すること。	

農業協同組合法施行規則に関する事 こと(所管区域を越 える区域を地区と する農業協同組 合、農業協同組合 連合会及び農事組 合法人に係るもの を除く。)		1 第169条第7 項の規定による 業務報告書の提 出の延期の承認 に関する事。	
		2 第173条第2 項の規定による 縦覧の開始の延 期の承認に関す ること。	
農業協同組合及び 農業協同組合連合 会の信用事業に関 する命令に関する 事(所管区域を 越える区域を地区 とする農業協同組 合及び農業協同組 合連合会に係るも のを除く。)			1 第7条第2項 の規定による信 用事業方法書に 係る届出の受理 に関する事。

に改め、同課の項山形県農業

協同組合法施行細則に関する事(所管区域を越える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。)。の項項目の欄中「越える」を「超える」に改め、同課の項農業改良助成法に関する事。の項項目の欄中「農業改良助成法」を「農業改良資金助成法」に改め、同課の項薬事法(動物用医薬品の特例販売業に係るものに限る。)に関する事。の項及び薬事法施行令(動物用医薬品の特例販売業に係るものに限る。)に関する事。の項を削り、同課の項農業近代化資金助成法に関する事。の項項目の欄中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改め、同課の項農業近代化資金助成法施行令に関する事。の項項目の欄中「農業近代化資金助成法施行令」を「農業近代化資金融通法施行令」に改め、同課の項中

		2 第18条第1項 の規定による就 農支援資金の貸 付けの業務を行 う融資機関に対 する資金の貸付 けに関する事。	
--	--	---	--

を

		2 第18条第1項 の規定による就 農支援資金の貸 付けの業務を行 う融資機関に対 する資金の貸付 けに関する事。	
家畜排せつ物の管 理の適正化及び利 用の促進に関する 法律に関する事 こと。		1 第5条第1項 の規定による勸 告に関する事。 こと。	1 第4条の規定 による指導及び 助言に関する事 こと。

に改め、同部の項中

農業普及課、西村山農業普及課、北村山農業普及課、西置賜農業普及課及び酒田農業普及課	主要農作物種子法に関すること。			1 第5条の規定によるほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付に関すること。
	持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に関すること。			1 第4条の規定による導入計画の認定に関すること。
	家畜保健衛生課 家畜改良増殖法に関すること。			1 第35条の規定による家畜人工授精所等への立入検査等に関すること。

を

農業振興課 (庄内総合支庁を除く。)	水産業協同組合法に関すること。	1 第43条第1項(第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による仮理事の選任等に関すること。	1 第11条の4第1項及び第3項(第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による信用事業規程の認可等に関すること。	1 第17条の2第3項(第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。
		2 第63条の規定による設立の認可に関すること。	2 第15条の2(第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による共済規程の認可等に関すること。	2 第63条第2項の規定による報告書の提出の要求に関すること。
		3 第66条の2の規定による設立の認可の取消しに関すること。	3 第35条の2第1項ただし書(第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による認可に関すること。	3 第65条第1項及び第2項の規定による通知等に関すること。

4 第68条第2項の規定による解散の認可に関すること。	4 第48条第2項(第86条第2項及び第92条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可に関すること。	4 第86条第5項において準用する第68条第5項及び民法第83条の規定による届出の受理に関すること。
5 第69条の規定による合併の認可に関すること。	5 第115条第2項の規定による登記の嘱託に関すること。	5 第87条の3第9項(第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。
6 第77条において準用する非訟事件手続法第135条の25第2項の規定による調査の受託等に関すること。	6 第123条第1項から第3項までの規定による検査(第11条第1項第1号又は第2号の事業を行う組合に対する検査を除く。)に関すること。	6 第121条において準用する商業登記法第25条第3項の規定による請求に対する書面の交付に関すること。
7 第123条の2の規定による命令等に関すること。		7 第122条の規定による報告の徴収等に関すること。
8 第124条の規定による命令等に関すること。		8 第123条第4項の規定による検査に関すること。
9 第124条の2の規定による解散命令(漁業生産組合に係るものに限る。)に関すること。		
10 第125条の規定による決議、選挙又は当選の取消しに関すること。		
11 第126条の規定による契約の取消しに関すること。		

に改め、同部の項農村

農業技術普及課、西村山農業技術普及課、北村山農業技術普及課、西置賜農業技術普及課及び酒田農業技術普及課	主要農作物種子法に関すること。			1 第5条の規定によるほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付に関すること。
	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に関すること。			1 第4条第1項の規定による導入計画の認定に関すること。
家畜保健衛生課	家畜改良増殖法に関すること。			1 第35条の規定による家畜人工授精所等への立入検査等に関すること。
	薬事法(動物用医薬品に係るものに限る。)に関すること。	1 第24条の規定による販売業の許可及び許可の更新に関すること。		1 第38条において準用する第10条の規定による販売業の廃止等の届出の受理に関すること。
	薬事法施行令(動物用医薬品に係るものに限る。)に関すること。			1 第45条の規定による許可証の書換え交付に関すること。 2 第46条の規定による許可証の再交付に関すること。

計画課の項土地改良登記令に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第33条の4」を「第22条」に改め、同部の項水産課の項漁業近代化資金助成法に関すること。の項項目の欄中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金融通法」に改め、同課の項海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第17条第2項」を「第17条第3項及び第4項」に改め、同部の項森林整備課の項入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の2項を加える。

- 1 第3条の規定による入会林野の整備計画の認可に関すること。
- 2 第9条第1項の規定による入会林野の整備計画の変更の認可に関すること。

別表第3産業経済部の項森林整備課の項森林組合法に関すること(所管区域を越える区域を地区とする森林組合及び生産森林組合並びに森林組合連合会に係るものを除く。)。の項項目の欄中「越える」を「超える」に改め、同項総合支庁長専決事項の欄に次の3項を加える。

- 7 第114条の規定による解散命令に関すること。

8 第115条の規定による議決、選挙及び当選の取消しに関すること。

9 第116条の規定による契約の取消しに関すること。

別表第3 建設部の項建設総務課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項山形県屋外広告物条例に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第5項を削り、第6項を第5項とし、同課の項都市公園法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第11条第1項」を「第27条第1項」に改め、同課の項都市公園法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同課の項山形県普通河川取締条例に関すること。の項を削り、同課の項都市緑地保全法に関すること。の項項目の欄中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に改め、同項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改め、同課の項都市緑地保全法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第4条第5項」を「第7条第5項」に改め、同欄第2項を次のように改める。

2 第8条第2項、第4項及び第6項の規定による緑地保全地域における行為に対する処分、当該処分までの期間の延長及び当該行為着手までの期間の短縮に関すること。

別表第3 建設部の項建設総務課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項都市緑地保全法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第5条第4項から第6項まで」を「第8条第1項及び第7項」に、「緑地保全地区」を「緑地保全地域」に、「通知及び届出」を「届出及び通知」に改め、同課の項砂防法施行条例に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第17条第1項の規定による占用料等の徴収に関すること。

別表第3 建設部の項建設総務課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項租税特別措置法施行規則に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第14条第7項」を「第14条第5項」に改め、同部の項用地課、西村山用地課、北村山用地課及び西置賜用地課の項不動産登記法に関すること（港湾事務所に係るものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項から第6項までを削り、同欄第3項中「第61条」を「第117条第2項」に、「登記済証の交付」を「登記識別情報の通知」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄第2項中「第31条」を「第116条第2項」に、「官公署が取得した不動産に関する権利の登記等」を「地方公共団体が登記義務者となる権利に関する登記」に改め、同項を同欄第4項とし、同欄第1項中「第30条」を「第116条第1項」に、「官公有不動産等に関する権利の登記」を「地方公共団体が登記権利者となつてする権利に関する登記」に改め、同項を同欄第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

1 第43条の規定による土地が河川区域内のものとなつた場合の登記等の嘱託に関すること。

2 第74条第1項（同項第3号に掲げる場合に限る。）の規定による所有権の保存の登記の嘱託に関すること。

別表第3 建設部の項用地課、西村山用地課、北村山用地課及び西置賜用地課の項不動産登記法に関すること（港湾事務所に係るものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第7項中「第106条第2項」を「第118条第2項」に改め、同項を同欄第6項とし、同部の項都市計画課、道路計画課、西村山道路計画課、北村山道路計画課及び西置賜道路計画課の項都市緑地保全法に関すること。の項項目の欄中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に改め、同項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第6条第2項」を「第9条第2項」に改め、同部の項河川砂防課、西村山河川砂防課、北村山河川砂防課及び西置賜河川砂防課の項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 第4条第2項の規定による市町村への通知に関すること。

別表第3 建設部の項建築課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項租税特別措置法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第3項中「第31条の2第2項第12号八」を「第31条の2第2項第14号八」に改め、同欄第4項中「第31条の2第2項第13号二」を「第31条の2第2項第15号二」に改め、同欄第5項中「第62条の3第4項第12号八」を「第62条の3第4項第14号八」に改め、同欄第6項中「第62条の3第4項第13号二」を「第62条の3第4項第15号二」に改め、同課の項中

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に関すること。			1 第5条第2号口の規定による認定に関すること。	を
------------------------------	--	--	--------------------------	---

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に関すること。			1 第5条第2号口の規定による認定に関すること。
山形県福祉のまちづくり条例に関すること。	1 第17条の規定による適合証の交付に関すること。		1 第15条の規定による指導及び助言に関すること。
			2 第18条の規定による届出の受理に関すること。
			3 第21条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査(建築物に限る。)に関すること。

に改め、同部の項港湾事務所

の項不動産登記法に関すること(用地課に係るものを除く。)。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項を削り、同欄第3項中「第61条」を「第117条第2項」に、「登記済証の交付」を「登記識別情報の通知」に改め、同項を同欄第4項とし、同欄第2項中「第31条」を「第116条第2項」に、「官公署が取得した不動産に関する権利の登記等」を「地方公共団体が登記義務者となる権利に関する登記」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄第1項中「第30条」を「第116条第1項」に、「官公有不動産等に関する権利の登記」を「地方公共団体が登記権利者となつてする権利に関する登記」に改め、同項を同欄第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 第74条第1項(同項第3号に掲げる場合に限る。)の規定による所有権の保存の登記の嘱託に関すること。

別表第3建設部の項港湾事務所の項不動産登記法に関すること(用地課に係るものを除く。)。の項総合支庁課長専決事項の欄第5項中「第106条第2項」を「第118条第2項」に改め、同部の項庄内空港事務所の項都市公園法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同欄第5項中「第11条」を「第27条」に改める。

別表第4第3号を削り、同表第4号中「、産業技術短期大学校庄内校及び農業研究研修センター」を「及び産業技術短期大学校庄内校」に改め、同号の表身体障害者更生相談所長の専決事項に次の1項を加える。

3 公職選挙法施行令第59条の2第1号の規定による証明書の交付に関すること。

別表第4第4号の表中

3 寡婦等が技術講習を受講する場合の受講旅費の受給資格の認定に関すること。
(農業試験場長、農業試験場庄内支場長、園芸試験場長及び砂丘地農業試験場長の専決事項)

1 歳出予算の配当替えを受けた額の範囲内で用地の借入れに係る支出負担行為をすること。

3 寡婦等が技術講習を受講する場合の受講旅費の受給資格の認定に関すること。

を

に改め、

同号を同別表第3号とする。

別表第5中

農業試験場	試験研究に関する事務	副場長	総合研究部長	
	試験研究に関する事務以外の事務		総務課長	
農業試験場庄内支場		副支場長	総務課長(庶務に関する事務に限る。)	

砂丘地農業試験場		副場長	総務課長(庶務に関する事務に限る。)	を
園芸試験場		副場長	総務課長(庶務に関する事務に限る。)	
農業研究研修センター	試験研究又は教育研修に関する事務	副総長	主務部長	
	その他の事務		総務企画部長	
農業大学校	教務に関する事務	副校長	教授	
	その他の事務		総務課長	

農業総合研究センター	試験研究に関する事務	副所長	主務部長	に改め、養
	その他の事務		総務課長	
農業総合研究センター 農業生産技術試験場		副場長	総務課長(庶務に関する事務に限る。)	
農業総合研究センター 農業生産技術試験場庄内支場		副支場長	総務課長(庶務に関する事務に限る。)	
農業総合研究センター 畜産試験場		副場長	総務課長(庶務に関する事務に限る。)	
農業総合研究センター 畜産試験場養豚支場		知事の承認を受けて支場長が指定する職員	総務専門員(庶務に関する事務に限る。)	
農業大学校	教務に関する事務	副校長	教授	
	その他の事務	事務局長	総務課長	

豚試験場の項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成17年4月1日印刷
平成17年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056